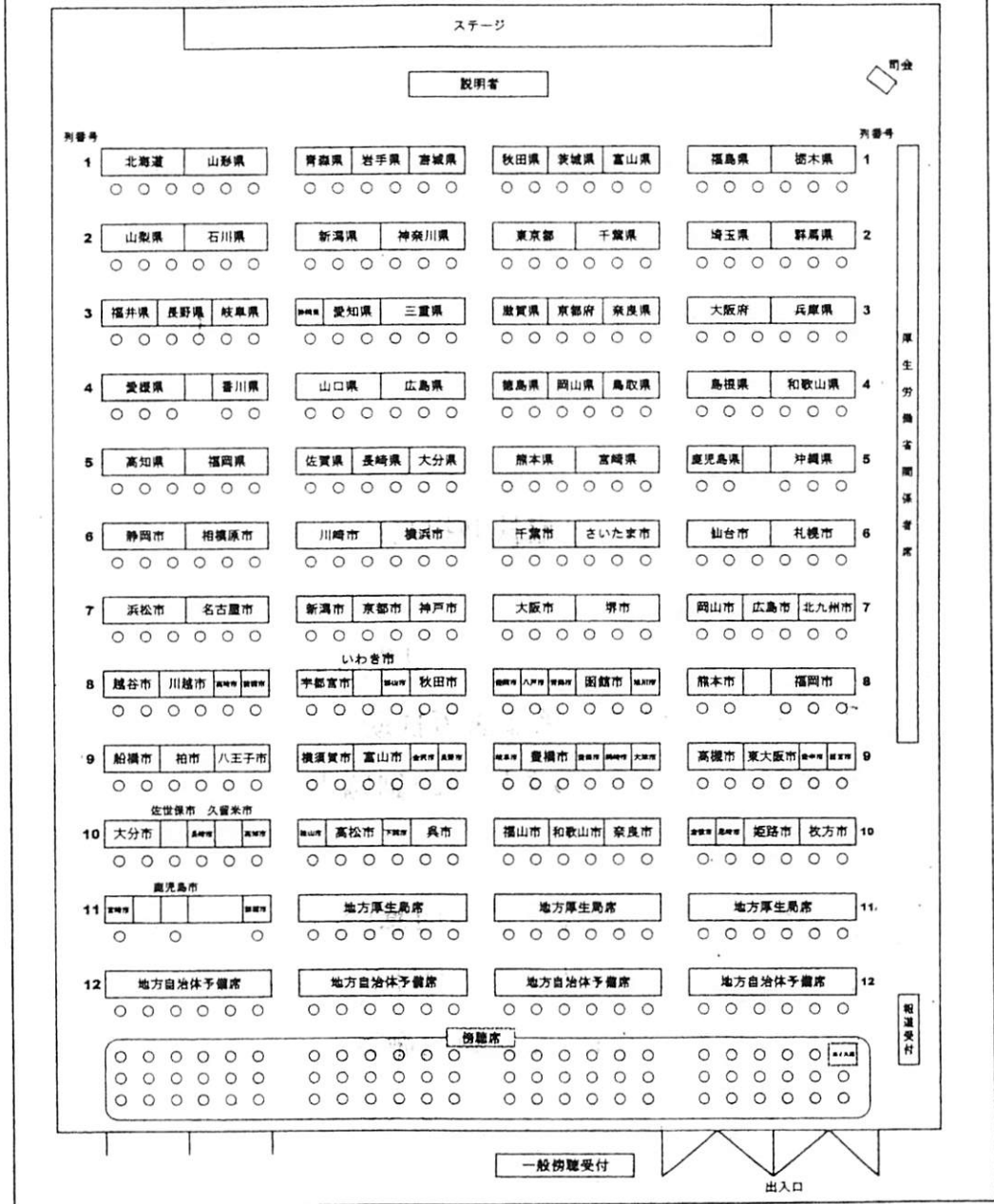


# 全国係長会議座席表

## 生活保護関係全国係長会議 座席表

日時：平成29年3月3日（金） 開場12:15  
 場所：中央合同庁舎第5号館 講堂（低層棟2階）



(医療扶助運営要領第3-7)

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、  
施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意  
見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。  
設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、  
事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

本件は、再々の注意に基づき改めて再構成されたものです。

アンダーライン 当会記